

議案第54号

北本市に副市長を置かない条例の制定について

北本市に副市長を置かない条例を次のように制定する。

平成28年6月21日 提出

北本市長 現王園 孝 昭

北本市に副市長を置かない条例

地方自治法（昭和22年法律第67号）第161条第1項ただし書の規定に基づき、北本市に副市長を置かない。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（北本市の条例の適用の特例）

2 この条例の施行の日以後において、北本市の条例中副市長に係る部分は、適用しない。